

区分所有法 義務違反者に対する措置 宅建 H03-14-3 <<#643>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有法第57条の行為の停止等を請求する訴訟は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議によらなければ、提起できない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 義務違反者に対する措置【発展 or 基礎】人による

	区分所有者及び議決権
57 共同の利益に反する行為の停止等の請求	各過半数 ⇒ 訴訟を提起することができる ※ 裁判によらなくても請求することができる
58 使用禁止の請求	各4分の3以上 ⇒ 必ず訴え
59 区分所有権の競売の請求	各4分の3以上 ⇒ 必ず訴え